

A P E Cジュニアフォーラム（仮称）事業企画運營業務に係る プロポーザル実施要項

1 業務の概要

2010年に本県で開催される日本A P E Cエネルギー大臣会合について、県民、特に中学生の理解を深め、意識を醸成するために開催する「A P E Cジュニアフォーラム（仮称）」事業の企画および運営を行うものである。

2 事業概要

- (1) 事業名：A P E Cジュニアフォーラム（仮称）
- (2) 主 催：2010年日本A P E Cエネルギー大臣会合福井開催推進協議会
- (3) 時 期：平成22年3月（1日間）
- (4) 場 所：敦賀市内
- (5) 対 象：県内中学生
- (6) プログラム等（案）
 - あいさつ
 - 事前学習成果の発表
 - 基調講演
 - ディスカッション
 - フォーラム会場施設内でのパネル等の展示

3 業務概要

- (1) 契約期間
契約日～平成22年3月31日（水）を予定
- (2) 予算限度
5,800千円（税込み）
※講師、パネリストおよび司会の謝金・旅費を含む。
なお、会場使用料は含まない。
- (3) 業務内容（詳細は仕様書を参照のこと）
 - ①テーマの設定
 - ②参加者募集・選定業務
 - ③一般来場者募集業務
 - ④事前学習業務
 - ⑤講演者、コーディネーターの選定および調整業務
 - ⑥会場準備業務
 - ⑦フォーラム開催当日の運營業務
 - ⑧フォーラム終了後の業務

4 資格要件

企画提案書を提出することのできる者は、A P E Cジュニアフォーラム（仮称）事業企画運営業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について認定を受けた者とする。

- (1) 企画提案書の提出期日までに受審資格を取得した者であること。
- (2) 県内に本社を有すること。
- (3) 福井県競争入札参加資格者名簿に「広告・宣伝類」で登録されている者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 に規定する者でないこと。
- (5) 受審資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 受審資格認定の日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

5 提出資料

- (1) 受審資格認定申請に関する資料

受審資格認定申請書等（様式 1 ～ 3） 1 部

- (2) 企画提案に関する資料

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ①企画提案書（様式 5） | } 正本 1 部、写し 9 部 |
| ②業務の実施体制（様式 6） | |
| ③経費見積書 | |
| ④プレゼンテーション用資料 10 部 ※ | |

※プレゼンテーションの際に、様式 5 および様式 6 以外の資料を使用する場合には、プレゼンテーション用資料と明記の上、提出すること。

6 提出方法等

- (1) 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る）によること

- (2) 提出期限

受審資格認定申請に関する資料 平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日（金）午後 5 時

企画提案に関する資料 平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日（月）午後 5 時

※提出後における資料の追加および変更は認めない。

- (3) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号

福井県総合政策部政策推進課 A P E C 開催推進室内（県庁 7 階）

「2 0 1 0 年日本 A P E C エネルギー大臣会合福井開催推進協議会事務局」

7 説明会の開催

- (1) 日時 平成21年12月10日(木) 午前11:00～
- (2) 場所 県庁6階 604大会議室
- (3) 説明内容 提案しようとする者に対し、業務内容と契約までの手続き等を説明する。

8 質問の受付および回答

- (1) 公告業務に関する質問事項については、平成21年12月11日(金) 午後5時までに、電子メールで文書(様式4)を提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、電子メールにより、すべての受審資格認定者に対して一斉に行う。

9 受審資格の認定結果の通知

認定結果については、平成21年12月14日(月)までに受審資格認定申請書を提出した者に書面で通知する。

10 プレゼンテーションの実施

- (1) プレゼンテーションの日程等は、企画提案書の提出した者に別途通知する。
- (2) なお、プレゼンテーションは、既提出の企画提案書等のみを用いることとし、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとする。

11 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知

- (1) 契約先の選定は、提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査委員会において審査し、契約先候補者を選定する。
- (2) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
なお、審査経過については公表せず、審査結果の異議申し立ては受け付けない。
- (3) 採用となった企画提案については、協議の上、変更する場合がある。

12 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。

13 問い合わせ先

2010年日本APECエネルギー大臣会合福井開催推進協議会事務局
(福井県総合政策部政策推進課APEC開催推進室内)

担当者 鈴木、武村

TEL 0776-20-0258

FAX 0776-20-0623

E-mail: apec@pref.fukui.lg.jp